

茨労発基 1228 第 1 号
平成 30 年 12 月 28 日

関係団体の長 殿

茨城労働局長



冬季における転倒災害防止の推進について

平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

茨城労働局では、転倒による死傷災害は全体の約 2 割を占め、増加傾向にあることから、平成 27 年より「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」を精力的に展開し、作業面や通路の凹凸の補修、食品工場等水を扱う職場の滑り止め用作業靴の使用等の転倒災害防止対策の実施をお願いしております。

しかしながら、依然として特に冬季には、凍結等を原因とした転倒による労働災害が多発しており、平成 29 年度においても、年間の転倒災害の 4 割弱は、12 月から 3 月までの間に発生しています。

つきましては、貴団体におかれましても、本趣旨を御理解の上、冬季の転倒災害防止の一層の取組を行っていただくとともに、傘下の会員事業場に対し、同封したリーフレットにより周知を図るよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 事業場に対する周知啓発、指導について

(1) 準備期間の設定

2 月（積雪や凍結による転倒災害が多い月）の重点取組期間に加え、地域における大雪や低温に関する気象情報、これまでの冬季における転倒災害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて、冬季に向けた転倒災害防止対策のための準備期間を設けるよう指導すること。

(2) 事業場における転倒防止対策への取組指導

事業場において、特にイの対策に取り組むよう指導すること。

ア 一般的な転倒災害防止対策

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか

台車等の障害物の除去